

給与総額における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

② 給与総額

課税標準 : 給与総額による課税+所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注:退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 <-----

給与総額による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

労務費

賃借料:その他

火災費

減価償却費

消耗品費

賃借料:その他

支払利子

株式売却損等

固定資産売却損等

販売費・一般管理費

営業外損益

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
（政府税制調査会）

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(3) 物的基準と人的基準の組合せ

① 給与総額は、人的な活動量を中心として事業活動の規模を表す基準であるが、これに企業が事業活動に用いる物的基準を組み合わせて用いることにより、物的側面と人的側面の両面から事業活動の規模をより適切にとらえられるのではないかと考えられる。

物的基準と人的基準を組み合わせる場合には、現在、特定の市で事業所税が課税されていることも参考にして、例えば、事業所家屋床面積と給与総額とを組み合わせる課税標準として用いることが考えられる。また、事業用資産（家屋及び償却資産）の価額や、各事業年度の事業活動に用いられた資産に相当するものとして、それらの資産の減価償却費を用いることも考えられる。

このように物的基準と人的基準を組み合わせれば、事業活動の規模を相当程度総合的に表すものとなり得る。

（中略）

③ 物的基準と人的基準の組合せに着目する考え方の場合にも、例えば税込総額でそれぞれ2分の1程度となるように外形基準による課税と所得基準による課税とを併用することが適当と考える。

なお、この外形基準のうち、物的基準と人的基準の比重のあり方については、事業活動の規模をできるだけ適切に反映させるという観点から考えるべきである。

物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

③ 物的基準と人的基準

課税標準 : 物的基準と人的基準の組合せによる課税+所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「物的基準」 : 使用者課税の原則

各要素に応じた計算書の作成

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注 : 退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 <-----

※損益計算書や勘定科目内訳書等が参考になる

物的基準と人的基準による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

労務費

賃借料 : その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費

消耗品費

賃借料 : その他

支払利子

営業外損益

株式売却損等

固定資産売却損等

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
政府税制調査会

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(4) 資本等の金額

① 資本金も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられる。また、その際には、法人の規模をより適切に表すという観点から、資本積立金も含めて扱うことが適当と考えられる。このような観点から、簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額（資本金と資本積立金の合計額）に着目した仕組みを考えることができる。

資本等の金額に着目する場合には、例えば、資本等の金額の大きさに応じて階層区分を設け、当該区分ごとに税額を定めると同時に、事務所数や従業者数を加味することによって、法人の事業活動規模をより反映した仕組みとなり得ると考えられる。例えば、資本等の金額の区分ごとに定める税額を事務所等1ヶ所当たりの税額とすること、あるいは、資本等の金額と従業員数との組合せに応じて税額の区分を設けることなどが考えられる。

② 資本等の金額に着目することに対しては、資本金に対する法的規制（最低資本金制度）との関係を考えて、資本金への課税は問題ではないかとの意見があった。

この点については、上記の課税の仕組みの場合、資本等の金額は、それが直接に課税の対象となる訳ではなく、当てはめるべき税額の区分を定めるための指標として用いられることに留意する必要がある。

（以下略）

資本等の金額における申告イメージ

未 定 稿

④ 資本等の金額

貸 借 対 照 表 等
(資本の部)

資本金
資本準備金
利益準備金
その他剰余金

課税標準 : 資本等の金額に事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税

各要素の範囲

(例)

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様 (ただし、繰越控除適用前のもの) 新規の書類作成は不要

「資本等の金額」 : 資本金と資本積立金額の合計額 ←

資本等の金額区分による税額

×

事務所数

+

所得基準等による課税

OR

資本等の金額区分及び従業員数の組合せによる税額

+

所得基準等による課税

(注) その他、法人登記簿謄本等が存在している。

各外形基準の特徴

未 定 稿

	①事業活動価値(仮称)	②給与総額	③物的基準+人的基準	④資本等の金額	(参考) 売上総利益
特 徴	・ 法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、法人の事業活動規模を表すものとして最も理論的。 ・ 各生産手段の選択に関して中立的。 ・ 課税ベースが広く、安定的。 ・ 課税・納税事務の複雑化につながらないよう検討することが必要。	・ 法人の人的活動量を示す。 ・ 給与総額は事業活動価値の7割を占めることから、簡便な基準として事業活動価値を代替。 ・ 所得基準と併用する場合には、事業活動価値に近似する仕組みとして性格付けられるのではないか。	・ 物的側面と人的側面の両面から事業活動量をとらえており、事業活動の規模を相当程度総合的に表す。 ・ 所得基準と併用することにより、事業活動価値に近似する仕組みとすることも可能ではないか。 ・ 使用者課税を前提とした場合、物的基準の把握について工夫が必要ではないか。	・ 法人の事業活動規模をある程度示す。 ・ 資本等の金額それ自体は、簡素な基準であり課税及び納税事務の負担が少ない。 ・ 所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いることを基本として考えることが適当ではないか。	・ 課税ベースが広く、安定的。 ・ 企業会計上の位置づけが明確。 ・ 売上原価に区分するのか販売費・一般管理費に区分するのが明確でないものが存在。 ・ 売上原価と比較して、販売費・一般管理費の比重の高い業種の負担が大きくなることが想定されるのではないか。

(注) 導入に際しては、税負担の激変の緩和を図る等の観点から、経過的な措置としての所得基準による課税の併用を別途検討。

銀行業等に対する外形標準課税の導入について

- 1 目的
安定的な税収及び税負担の公平性の確保
- 2 根拠
現行事業税の課税標準の特例規定を活用(地方税法第72条の19)
- 3 納税義務者
都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。
(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)
- 4 課税標準
当該事業年度の「業務粗利益」
※ 「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」
- 5 税率
3％(ただし、「特別法人」については2％)
- 6 分割基準
現行事業税の分割基準を適用
- 7 その他
(1) 5年間の時限措置とする。
(2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

銀行業等に対する東京都の外形標準課税について

〔平成12年2月22日
閣議口頭了解〕

東京都知事は、平成12年第1回東京都議会定例会に「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例案」の提出を予定しているところである。

この条例案は、地方税法第72条の19に基づくものであるが、およそ、税制については、国税・地方税を問わず、公平・中立等の租税原則に則ることはもとより、他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされなければならない。

国としては、東京都案は、下記の問題を孕むものであると認識するものであり、東京都において慎重な対応を求めたい。

記

1. 銀行業等という特定の業種のみに対して外形標準課税を新たに導入すること、資金量5兆円以上の銀行業等に対象を限定することに合理的理由があるか疑問がある。
2. 地方税法第72条の19により外形標準課税を導入する場合には所得等を課税標準とする場合の「負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない」（地方税法第72条の22第9項）と

されており、この規定との関係において、東京都案には疑問がある。

3. 法人事業税の税額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入される（法人税法第22条第3項）こと等から、東京都案によれば、實際上、今後、東京都以外の地方団体の法人関係税及び地方団体全体の地方交付税原資が減少することになる。
4. これまで、政府税制調査会を中心に、47都道府県全てにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討してきている中で、東京都だけが独自に銀行業等という特定の業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当か疑問がある。
5. 日本経済の状況を考えると、金融システムの安定を確保することが喫緊の政策課題である。このため、金融機関の健全性強化のための自助努力に加えて、国としても公的資金を用い、最大限の取組みを行っているところである。今回の東京都案は、こうした金融安定化策と整合性を欠くものである。

東京都案が実施されることとなれば、銀行等の自己資本の減少とともに、不良債権処理の遅延、経営健全化計画の履行及び公的資金の返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡、といった問題が生じることが懸念される。

また、世界の金融センターを目指す東京金融市場に対する予見可能性、信頼性について、国際的な疑念を招くおそれがある。

連結納税制度に関する主要検討項目

[連結納税制度の導入の必要性]

- ・ 企業経営の実態
- ・ 商法等の改正
- ・ 企業会計の見直し

[連結納税制度の類型]

- ・ 連結納税制度の類型
- ・ 商法、企業会計との関係
- ・ 連結納税制度の対象法人
- ・ 連結グループの範囲

[納税義務、申告・納付等]

- ・ 納税義務者等
- ・ 申告
- ・ 納税額の分担方法
- ・ 適用要件
- ・ 事業年度
- ・ 会計方法
- ・ 青色申告要件
- ・ 帳簿の作成・保存等
- ・ 罰則の取扱い
- ・ 解散・合併

[連結課税所得の各種計算規定等]

- ・ 基本的仕組み
- ・ 単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い
- ・ 内部取引に係る損益
- ・ 繰越欠損金等
- ・ 投資修正
- ・ 連結税額の計算
- ・ 加入・離脱の場合の課税関係の継続性

[租税回避行為の問題]

[税収減の問題]

[他の税との関連]

[地方税の問題]

項 目	内 容
[他の税との関連]	法人税に連結納税制度が導入される場合には、その具体的仕組み如何にもよるが、関連して法人住民税や消費税といった税についても検討すべき点が出てくるのかどうか、必要に応じ、別途議論する必要があるのではないか。
[地方税の問題]	- 地方税收全体の減少や個々の地方団体の税收変動、地方団体ごとの受益に応じた税源帰属などの問題について、どのように考えるか。 - 法人事業税については、外形標準課税の導入の議論を前提に考えるべきではないか。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成11年12月16日）
政府税制調査会

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(4) 連結納税制度

連結納税制度については、後に述べるように、法人課税の体系全般に及ぶ検討が必要であることから、法人課税小委員会を再開し、検討を開始しました。先般、連結納税制度を検討するに際しての主要検討項目をとりまとめたところです。

（中略）そのような本格的な連結納税制度は、個々の法人を課税単位としているわが国の法人税体系に新しい法人税体系を導入するものであり、個々の法人を単位として課税する現行の法人税体系との整合性を確保するためには、次のような多岐にわたる項目についての検討が必要と考えます。

- ・ 納税義務、申告、納付等
（納税義務者等、申告、納税額の分担方法、適用要件、事業年度、会計方法、青色申告要件、
帳簿の作成・保存等、罰則の取扱い、解散・合併）
- ・ 連結課税所得の各種所得計算規定等
（基本的仕組み、単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い、内部取引に係る損益、
繰越欠損金等、投資修正、連結税額の計算、加入・離脱の場合の課税関係の継続性）
- ・ 租税回避行為の問題
- ・ 税収減の問題
- ・ 他の税との関連
- ・ 地方税の問題

連結納税制度を導入するに当たっては、国際的にも遜色のない、21世紀のわが国の法人税制としてふさわしい制度を構築する必要があり、このため、法人課税小委員会において、検討を深めていくこととしています。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(11,420億円)の内訳(平成12年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (36.0%) 4,110				法人住民税 (10.8%) 1,230	事業税 (22.0%) 2,510	固定資産税 (31.2%) 3,570
生命保険料・損害保険料控除 (9.3%) 1,060	老人マル優等 (19.2%) 2,190	青色申告特別控除 390	その他 470 (4.1%) (3.4%)	(10.8%) 1,230	(15.2%) 1,730	(31.2%) 3,570
					社会保険診療報酬の所得計算の特例 (6.8%) 780	

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,660億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況等
(平成3年度～12年度)

区 分	整 理 合 理 化			新 設 ・ 拡 充			単 純 延 長
	廃 止	縮 減 合 理 化	小 計	新 設	拡 充	小 計	
平成3年度	1 4	2 2	3 6	8	9	1 7	3 6
4 年 度	8	4 2	5 0	9	1 4	2 3	3 6
5 年 度	4	3 4	3 8	7	1 8	2 5	3 9
6 年 度	1 7	3 1	4 8	2 1	1 5	3 6	4 5
7 年 度	2 2	4 0	6 2	1	1 3	1 4	2 8
8 年 度	1 7	1 1 1	1 2 8	7	1 5	2 2	2 9
9 年 度	1 4	4 4	5 8	1 0	1 7	2 7	3 1
10年度	9	3 6	4 5	3 2	3 0	6 2	6 2
11年度	3 2	6 4	9 6	2 4	3 1	5 5	4 5
12年度	1 9	6 3	8 2	2 0	2 2	4 2	4 1

注：拡充には、延長・拡充を含む。